

ぐんまオンライン移住イベント企画運営業務 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので、予め御留意ください。

本要領は、ぐんまオンライン移住イベント企画運営に係る業務の契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

ぐんまオンライン移住イベント企画運営業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、人口減少問題を背景に地域の活力やにぎわいが、今後ますます低下していくことが懸念されており、関係人口の創出や移住者の増加を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症流行を機に、本県でもオンライン移住相談やセミナーの開催等、各種の施策を展開しています。特に、セミナーやワークショップなど参加型のオンラインイベントは、現地訪問しなくとも、気軽に地域を知る方法として有効です。また、普段は出会えないヒトや見ることができないモノ・コトを参加者に提示することができるなど、オンラインならではの新たな価値も見いだされています。このように、オンラインによる情報発信は、さらなる関係人口の創出や移住促進の手段として大いに期待されています。

については、群馬県で発信力のある人材等を起用したオンラインでの移住イベントを通じて、本県への関心を高めると共に、地域との関わりや関係人口の創出、さらには、将来的な本県への移住を目的として本事業を実施します。

3 業務の内容

ぐんまオンライン移住イベント企画運営業務仕様書のとおり

4 予算額

8, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼する。

5 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）まで

6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- ・委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ・本業務の執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

（1） 応募開始

令和8年2月13日（金）

（2） 参加申込期限

令和8年3月4日（水）正午（必着）

（3） 質問受付

令和8年2月13日（金）～3月4日（水）正午

（4） 応募期限

令和8年3月11日（水）正午（必着）

（5） 審査（書類審査）

令和8年3月11日（木）～3月17日（火）

（6） 選定結果の通知

令和8年3月18日（水）頃

8 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は参加申込書（様式1）を電子メール又は郵送により提出すること。

（1） 提出期限

令和8年3月4日（水）正午（必着）

（2） 提出先

下記10（3）のとおり

9 質問受付

応募を予定している事業者から質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和8年2月13日（金）～3月4日（水）正午

（2）質問様式

様式2による

（3）質問方法

電子メールによる

※件名を「ぐんまオンライン移住イベント質問事項」とすること。

（4）提出先

下記10（3）のとおり

（5）その他

質問に対する回答は、原則3日以内（土・日曜日・祝日を除く）に、その時点で参加申込書の提出があった事業者全員に対し、電子メールで回答する。

※質問事業者名は公開しない。

10 応募の手続き等

（1）提出書類・提出部数

ア 企画提案書（様式3） 【7部】

イ 業務実施体制（様式4） 【7部】

ウ 費用見積書（任意様式） 【7部】

・各項目の単価・数量、消費税及び地方消費税（10%）を明記すること。

・副本はコピーでも可。

エ 直近の決算（営業）報告書（1年）（*） 【1部】

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）（*） 【1部】

カ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）（*） 【1部】

キ 会社案内パンフレット等応募事業者の概要が分かる資料 【7部】

ク 消費税の「課税事業者届出書（様式6）」は「免税事業者届出書（様式7）」 【1部】

ケ その他、必要な資料（任意）

※正本については、代表者の記名捺印のあるものに限る。

※企画提案書の様式等、必要書類については、提出期限までに群馬県ホームページからダウンロードすること。

入札情報システム（群馬県）の競売入札参加資格者一覧に登載されている者は、

（*）印の付いた書類の提出は不要。

(2) 提出方法・提出期限・提出方法

下記(3)の提出先あて、郵送又は電子メールにより提出すること。

・提出期限 令和8年3月11日(水)正午(必着)

(3) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 地域創生部 ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 移住促進係

電話: 027-226-2370・2371

e-mail: gunmagurashi@pref.gunma.lg.jp

(4) 応募書類等の取扱い

・提出された応募書類等は返却しないものとする。

・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。

・審査の都合上、提出された応募書類等の全部又は一部について電子ファイルによる提出を求めることがある。

・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)、「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に準じ、不開示情報及び非開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

1.1 審査

提出された書類に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業者の優先交渉事業者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 審査

・審査期間 令和8年3月11日(水)～3月17日(火)

・審査方法 応募書類をもとに審査委員会において書類審査を行う。なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

・審査基準 ①基本方針(事業や仕様書の趣旨を理解しているか)
②イベント内容(企画内容、実現性、集客見込み)
③業務実施・運営体制(提案内容を実現できる体制が組まれているか、調整能力・関連事業の実績)
④広報内容(企画内容、実現性、効果の見込み)
⑤契約条件(見積金額、事業成果の担保が妥当であるか。)
⑥総合評価(全体的な整合性はとれているか)

・結果連絡 令和8年3月18日(水)頃に応募者全員に結果を連絡する。
なお、優先交渉事業者名は群馬県ホームページ上で公表する。

1 2 委託契約

(1) 委託契約の締結

企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。なお、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

1 3 注意事項

- ・本公募の参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公募の参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面により提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・本業務により得られた成果（撮影した写真等の著作権を含む）は、群馬県に帰属する。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。